

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名: 公立八鹿病院組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	75.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	33.9%
全職員	64.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・副部長級	57.5%
課長・副課長級	84.3%
課長補佐・係長級	101.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	118.5%
31～35年	67.4%
26～30年	81.9%
21～25年	74.7%
16～20年	64.9%
11～15年	53.6%
6～10年	45.6%
1～5年	56.7%

【説明欄】

・ 職員のうち医師については、他の職種に比して給与水準が高く、かつ医師の中でも男性医師の占める割合が大きいため、全般的に男女の給与の差異が大きく出る傾向がある。
・ 任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち会計年度任用職員については、給料が月額で支給している者のみ計上している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。